

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省）

制 度 名	非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合等を含む。）が受け取る地方公共団体金融機構が発行する債券（地方公営企業等金融機構が発行した債券及び公営企業金融公庫が発行し機構が承継した債券を含む。）の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、非課税とすること。</p> <table border="1" data-bbox="1015 651 1482 763"> <tr> <td data-bbox="1015 651 1222 763">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 651 1482 763">0 百万円 （0 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0 百万円 （0 百万円）
減収見込額 （平年度）	0 百万円 （0 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 社債等の振替制度は、閣議決定に基づき促進され、平成 18 年 1 月に制度が開始された。 国債については、非居住者及び外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。以下「非居住者等」という。）が受け取る振替国債の利子が非課税とされており、地方債についても、平成 20 年 1 月から非居住者等が受け取る振替地方債の利子が非課税とされた。 こうした国債・地方債の動向及び平成 21 年 6 月の地方公営企業等金融機構の地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）への改組を踏まえ、非居住者等が受け取る機構債券（地方公営企業等金融機構債券及び機構が承継した公営企業金融公庫債券を含む。）のうち振替債（以下「振替機構債」という。）の利子等に係る非課税制度を創設するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体金融機構法は、出資者を地方公共団体のみに限定している上、貸付けの相手方も地方公共団体に限定し、さらに、地方公共団体の一般会計等事業及び公営企業事業に対し貸付けを行うこととしており、加えて、機構は全都道府県・市区町村が出資しており、名実ともに地方公共団体のための地方債資金調達機関であることから、税制上の措置は地方債と同様のものとすべきである。 ② 機構の資産・負債管理上、非居住者等のニーズが高い超長期債による調達が重要である。 ③ 機構資金と財政融資資金は公的資金であり、原資を財投債により調達している財政融資資金と同様、機構資金の原資である機構債にも非課税措置が必要である。 ④ 資金調達の円滑化及び投資促進による公社債等市場規模の拡大が図られ、非居住者等の公社債等流通市場への参加が促進される。 			

		<p>⑤ 海外における振替機構債の保有層を拡大し、非居住者等の円での資金運用・調達の実便性を高めることは、円の国際化を推進することに資する。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 非居住者等の機構債券保有を拡大するためには、非居住者等が受け取る振替機構債の利子等に係る非課税制度を創設することが不可欠である。</p>
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	なし。
	<p>政策の達成目標</p>	<p>非居住者等の我が国公社債等市場への投資を促進し、我が国公社債等市場の活性化や機構の資金調達の円滑化を図る。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	恒久措置とする。
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	(政策の達成目標と同じ)
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	なし。
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	なし。
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	なし。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	該当せず。
	租税特別措置の適用実績	該当せず。
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	該当せず。
	前回要望時の達成目標	該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	該当せず。
これまでの要望経緯	<p>「社債等」については金融庁が平成 15 年度から要望しているが、現在まで認められていない。</p> <p>「地方公共団体金融機構債券等」としては平成 19 年度から要望している。</p>	